平成１８年（排）第３号

排　除　命　令　書

横浜市神奈川区神之木町１９番１５号
株式会社ライフケアサービス
同代表者　代表取締役　井　川　光　良

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ライフケアサービスは，同社が営む「株式会社ライフケアサービス」と称する訪問介護事業所において提供する介護サービスの利用者募集又は「ビバリーライフ横浜」と称する有料老人ホームの入居者募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示するとともに，同有料老人ホームの入居者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 遅くとも平成１６年１０月ころから平成１７年９月ころまでの間に，「株式会社　ライフケアサービス」と称する訪問介護事業所において提供する介護サービスの利用希望者に配布したパンフレットにおいて行った，同訪問介護事業所において常時２４時間の看護体制を採っているかのように示した表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，同訪問介護事業所において提供する介護サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものであった旨

(2) 平成１７年１０月以降，「ビバリーライフ横浜」と称する有料老人ホームの入居希望者に対し閲覧可能な状態にしている神奈川県のホームページに掲載されている有料老人ホーム重要事項説明書に

ア　夜間における実際の最少の介護職員及び看護職員の数について，実際には２人であるにもかかわらず，あたかも８人であるかのように示した表示

イ　夜間における実際の最少の看護職員の数について，実際には配置していない又は１人であるにもかかわらず，あたかも，２人であるかのように示した表示

は，有料老人ホームの夜間における最少の介護職員及び看護職員の数が正しく記載されておらず，その数が明りょうに記載されているとはいえないものであって，その数について一般消費者に誤認される表示である旨

2　株式会社ライフケアサービスは，今後，有料老人ホームの入居者募集に関し，前項(2)の表示と同様の表示を行うことにより，有料老人ホームの夜間における最少の介護職員及び看護職員の数について一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

3　株式会社ライフケアサービスは，第１項に基づいて行った公示及び通知について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ライフケアサービス（以下「ライフケアサービス」という。）は，肩書地に本店を置き，横浜市において「株式会社　ライフケアサービス」と称する訪問介護事業所（以下「ライフケア訪問介護事業所」という。）及び「ビバリーライフ横浜」と称する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム・ビバリーライフ横浜」という。）を営む事業者である。

2 (1) ライフケアサービスは，ライフケア訪問介護事業所において，平成１５年１２月ころ以降，ライフケアサービスの取締役である個人が所有する「ビバリーライフ横浜」と称する高齢者向け賃貸マンション（以下「マンション・ビバリーライフ横浜」という。）の入居者に対し，介護サービスを提供している。

(2) ライフケアサービスは，ライフケア訪問介護事業所において提供する介護サービスの利用者募集に関し，マンション・ビバリーライフ横浜の入居者に対するライフケア訪問介護事業所の介護にかかわる職員体制等を，ライフケアサー

ビスが作成するパンフレットに記載して，ライフケアサービスがライフケア訪問介護事業所において提供する介護サービスの利用希望者に配布していた。

(3) ライフケアサービスは，マンション・ビバリーライフ横浜の入居者に対するライフケア訪問介護事業所における介護にかかわる職員体制のうち，夜間の看護体制について，遅くとも平成１６年１０月ころから平成１７年９月ころまでの間，ライフケアサービスがライフケア訪問介護事業所において提供する介護サービスの利用希望者に配布したパンフレットにおいて，「安全と信頼の介護で、ご自宅と同じ感覚で快適な生活が２４時間」と記載し，さらに，「２階ナースステーションには、２４時間３６５日常駐の看護師が皆様の健康を見守ります」と記載することにより，あたかも，マンション・ビバリーライフ横浜の入居者に対して，常時，２４時間看護師が常駐する看護体制を採っているかのように表示していたが，実際には，平成１６年１０月１日から平成１７年９月３０日までの１年間において，看護師が夜間勤務していない日が２００日以上あり，常時，２４時間看護師が常駐する看護体制を採っているものではなかった。

3 (1) ライフケアサービスは，前記２(1)記載の所有者からマンション・ビバリーライフ横浜を借り受け，平成１７年９月３０日，老人福祉法（昭和３８年第１３３号）の規定に基づく有料老人ホームの届出を神奈川県知事に行うことにより，マンション・ビバリーライフ横浜を有料老人ホームに転用し，同年１０月１日以降，有料老人ホーム・ビバリーライフ横浜の入居者に対し，介護サービスを提供している。

(2) ライフケアサービスは，有料老人ホーム・ビバリーライフ横浜の入居者募集に関し，ビバリーライフ横浜の施設の概要，介護にかかわる職員体制等を，ライフケアサービスが作成する有料老人ホーム重要事項説明書に記載し，入居希望者に対し閲覧可能な状態にしている神奈川県のホームページにこれを掲載している。

(3) ライフケアサービスは，有料老人ホーム・ビバリーライフ横浜における介護職員及び看護職員（以下「介護職員等」という。）の数のうち，夜間に勤務する最少の介護職員等の数について，平成１７年１０月以降，入居希望者に対し閲覧可能な状態にしている神奈川県のホームページに掲載されている有料老人ホーム重要事項説明書の「８．職員体制」の項において，

ア　介護職員等を「直接処遇職員」と示し，当該職員について，「夜間勤務職

員（１８時～翌日９時）」の欄に，その人数を「８」と記載することにより，あたかも，夜間における最少の介護職員等の数が８人であるかのように

イ　介護職員等のうち看護職員を「看護職員」と示し，当該職員について，「夜間勤務職員（１８時～翌日９時）」の欄に，その人数を「２」と記載することにより，あたかも，夜間における最少の看護職員の数が２人であるかのように

それぞれ表示しているが，実際には，有料老人ホーム・ビバリーライフ横浜における夜間の最少の介護職員等の数は２人であり，また，夜間に勤務する看護職員の数は配置していない又は１人であり，有料老人ホームの介護職員等の数について，夜間における最少の介護職員等の数を正しく記載しておらず，その最少の数を明りょうに記載しているとはいえない。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ライフケアサービスは

１　ライフケア訪問介護事業所において提供する介護サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に

２　有料老人ホーム・ビバリーライフ横浜における介護職員等の数について，有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成１６年公正取引委員会告示第３号）第１０項第３号に該当する表示をしているものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第３号の規定に

それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年３月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　柴　　田　　愛　　子

委　員　　三　　谷　　紘

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生